

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の灾害リスク

①地域の概要・立地

市川三郷町（以下、「本町」という）は、平成17年10月1日に三珠町・市川大門町・六郷町の3町で合併し誕生している。本町は、甲府盆地の南西に位置し、標高1,280mの御坂山系の山々を後背として南東側が高く、町の北西境を流れる笛吹川、富士川に向けて下る北西傾斜の地勢である。

町の総土地面積の約6割を森林が占め、また1級河川である富士川、釜無川、笛吹川をはじめ多くの河川や溪流があり、暴風、豪雨、地すべり、山地災害など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。さらに、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。交通面では、JR身延線が町を南北に縦断しており、それにはほぼ並行して主要地方道甲府市川三郷線、市川三郷富士川線、市川三郷身延線が走っている。また、町の北部には、笛吹川沿いに国道140号が走り、町外にでたところで国道52号線に接続している。2019（平成31）年度以降には中部横断自動車道の静岡ルートが全線開通し、六郷インターチェンジは静岡方面から本町への玄関口となる。

さらに2027（平成39）年には、甲府一品川間を約25分で、甲府一名古屋間を約40分で運行するリニア中央新幹線が開業予定である。四季折々の自然が楽しめる四尾連湖や芦川渓谷、歌舞伎文化公園、ぼたん回廊や桜の名所、和紙、花火、印章などの地場産業、大塚にんじんやとうもろこしの「甘々娘（かんかんむすめ）」に代表される農産物、市川の百祭りなど、町には誇れる資源も多い。特に、恵まれた自然景観や水辺景観、豊かな農山村風景、固有の歴史文化や伝統産業などといった多彩な景観資源を有し、これらは永く町民の心の拠り所として慈しまれている。



日本一長い大塚にんじん



甲州手彫り印章



神明の花火



甘々娘とうもろこし



市川手漉き和紙

## (一般災害：市川三郷町地域防災計画)

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

## (地震災害：市川三郷町地域防災計画)

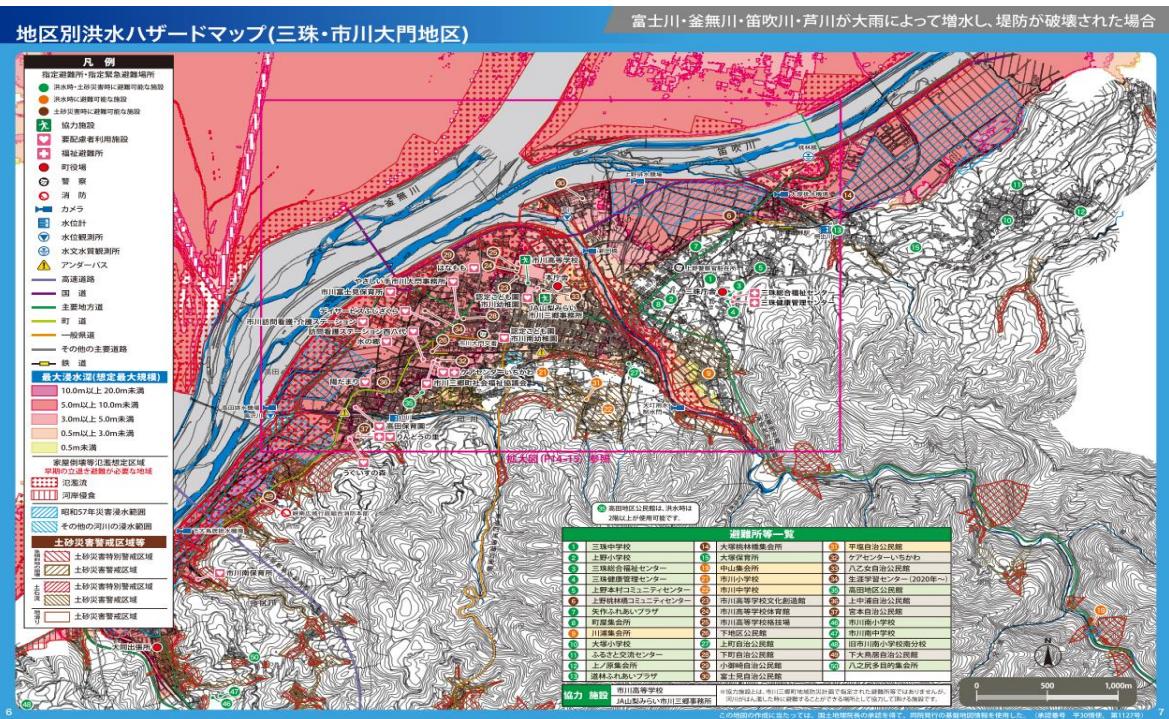
本県に関する明治以降の地震被害は、主に次のとおりであるが、本町では、大正12年の関東大地震を除くと、ほとんどの地震がそれほど大きいものではなく、地震による大きな被害は記録されていない。つまり、地震のうち関東や宝永地震（宝永4年）のように相模湾付近遠州灘など県外に震央をもつものは大被害をもたらしているが、県内に震央のある地震（内陸性地震）では現在までのところあまり被害を被っていないといえる。

しかし、本町は地すべりの危険個所等が多く存在し、予想されている東海地震のような大規模地震のみならず、内陸性地震といえども大被害を発生させる可能性があることを念頭において、日頃から建物の諸条件を考慮して、地震災害並びにそれに伴って発生する二次災害の被害をできる限り軽減するよう心がけなければならない。

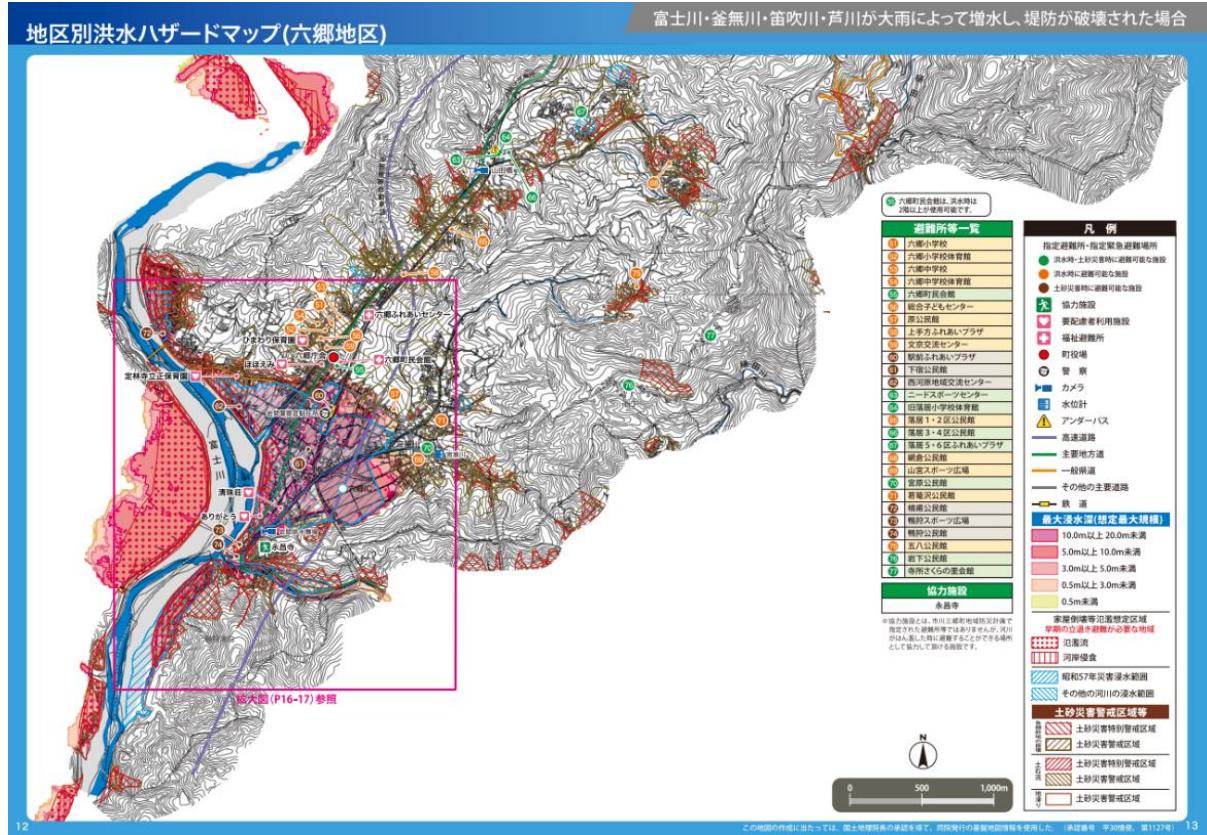
(防災への取組とハザードマップの作成)

町では、毎年6月土砂災害防止月間に合わせて、町内の土砂災害のおそれがある地域において、土砂災害防災訓練を実施してきた。平成21年3月には、「市川三郷町洪水ハザードマップ」を作成し、想定されている災害の危険を周知した。山梨県による想定最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域が公表されたことを受け、「市川三郷町洪水ハザードマップ」の更新を行った。このマップでは、富士川・釜無川・笛吹川・芦川が大雨によって増水し、堤防が破壊された場合に、浸水の広がる範囲とその深さを想定した「洪水浸水想定区域を示したものである。また、大雨が原因となる土砂災害警戒区域等やその他の危険個所、並びに各地区の避難所等も示している。

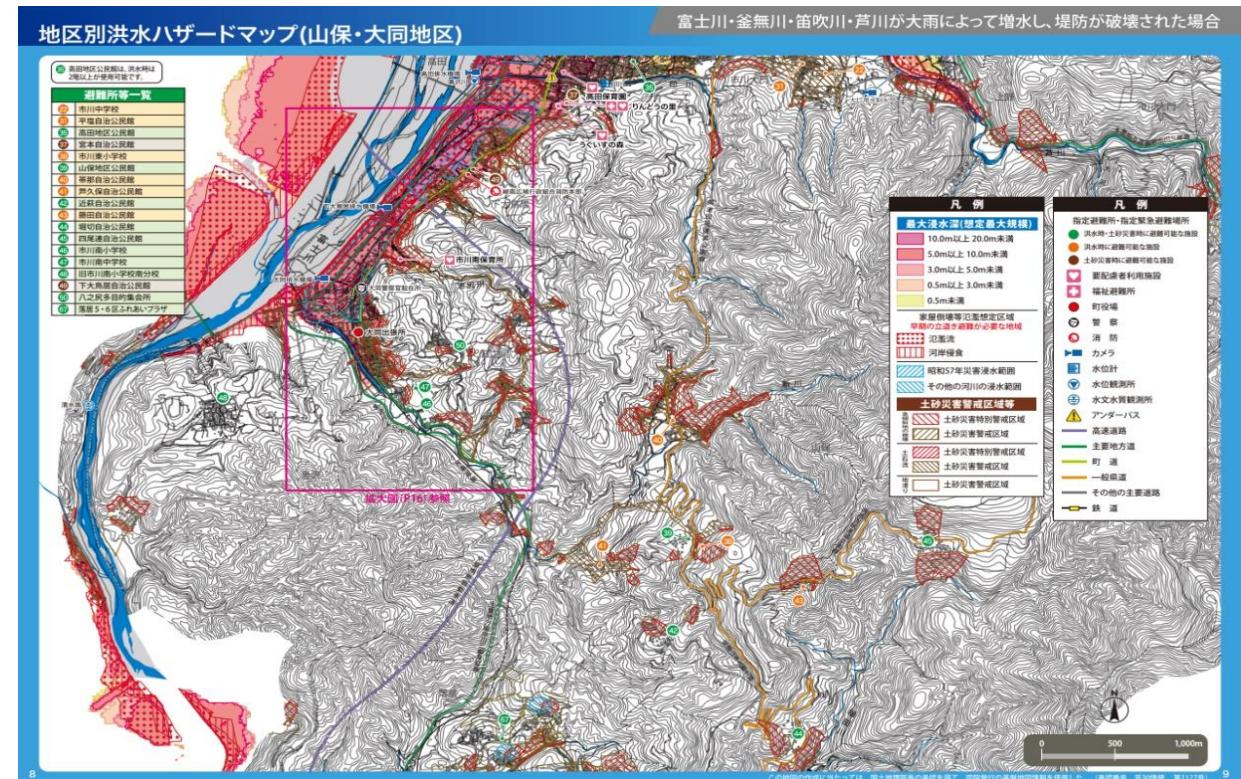
## 洪水ハザードマップ（三珠・市川大門地区）



## 洪水ハザードマップ（六郷地区）



## 洪水ハザードマップ（山保・大同地区）



### 【今後想定される地震】

#### ① 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震については、発生切迫性が指摘されており、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある。

#### ② 南関東直下プレート境界地震

南関東直下プレート境界地震については、発生の切迫性が指摘されており、発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想される。

#### ③ 活断層による地震

活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川一静岡構造線断層地震、身延断層地震）については、発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想される。

### (感染症)

新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症でかかりやすく、かかった時に重症化するおそれがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されているため、発生時には国家の危機管理として対応することとなっており、市川三郷町でも、町民の生命及び健康を保護し、住民生活や経済に与える影響を最小にするために対策をおこなっている。

### (2) 商工業者の状況（令和3年4月1日現在）

- ・商 工 業 者 数 1, 035人
- ・小規模事業者数 993人

### 地区別内訳

支 部	地 区	商工業者数	小規模事業者数
市 川	市川大門	417	396
	高 田	63	60
	山 保	16	16
	大 同	90	89
三 珠	上 野	113	111
	大 塚	50	44
	下九一色	5	5
六 郷	岩 間	176	169
	落 居	43	43
	葛沢、楠甫、宮原	62	60
合 計		1, 035	993

## これまでの取り組み

### (1) 町の取り組み

当町では令和3年3月に「山梨県地域防災計画」との調整を図るため、地域防災計画の見直しを行い、南海トラフ地震推進計画を新たに策定。又、令和2年12月策定の「国土強靭化地域計画」の基本目標を踏まえ防災対策の推進が図られている。

さらに、風水害に係る水防計画及び体制の見直し並びに土砂災害への対応、組織変更、関係法令改正等の改訂を行った。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき市川三郷町防災会議が策定する計画であり、市川三郷町の地域に関する災害対策に関し、市川三郷町、県及び関係機関、公共的団体がその有する全機能を有効に発揮して町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

### (2) 商工会の取組

#### (a) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンドオン支援）について会合や会報等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのをはじめ、当会の情報発信ツールである当会ホームページや会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

#### (b) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

これまで、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知等を行っている。

#### (c) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

#### (d) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、工具類、スコップ、ポリバケツ、タオル、ライター、ゴミ袋等をそれぞれ備蓄している。

## II 課題

1. 災害時の情報提供や情報収集は、町をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。
2. 事業者BCPを策定済の小規模事業者も少なく、設定済であってもBCPの実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。
3. 小規模事業者にとって、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じないと思われる。

## III 目標

市川三郷町地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年はじめから全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

1. 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告ルートを構築する。
2. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化する。）には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
3. 巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※対象共済・保険制度

（火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他）

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（2022年4月1日～2027年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 〈1. 事前の対策〉

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

#### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・広報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCP作成シートやBCPヒアリングシート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ② 当商工会自身の事業継続計画の作成

- ・2023年3月までに作成

#### ③ 関係団体等との連携

- ・専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- ・連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。

- ・連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファインナス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

④ フォローアップ

- ・B C Pは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のB C P等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- ・市川三郷町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。  
(S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、市川三郷町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に勤務する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

【例：被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、若しくは交通網が遮断されており確認がとれない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。

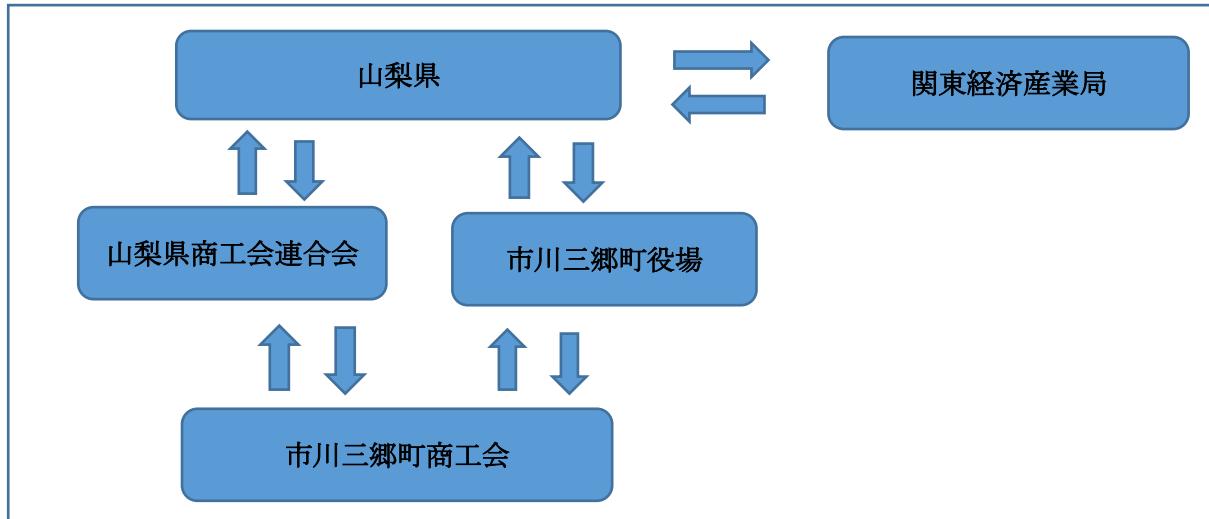
【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者</li> <li>・家族</li> <li>・従業員</li> <li>(軽傷、重傷、行方不明、死亡)</li> </ul>
物的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等)</li> <li>・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等)</li> <li>・商品</li> <li>・機械</li> <li>・器具備品</li> <li>・車両</li> </ul>
被害額	(円)
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・当会と当町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当町より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当町より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、市川三郷町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

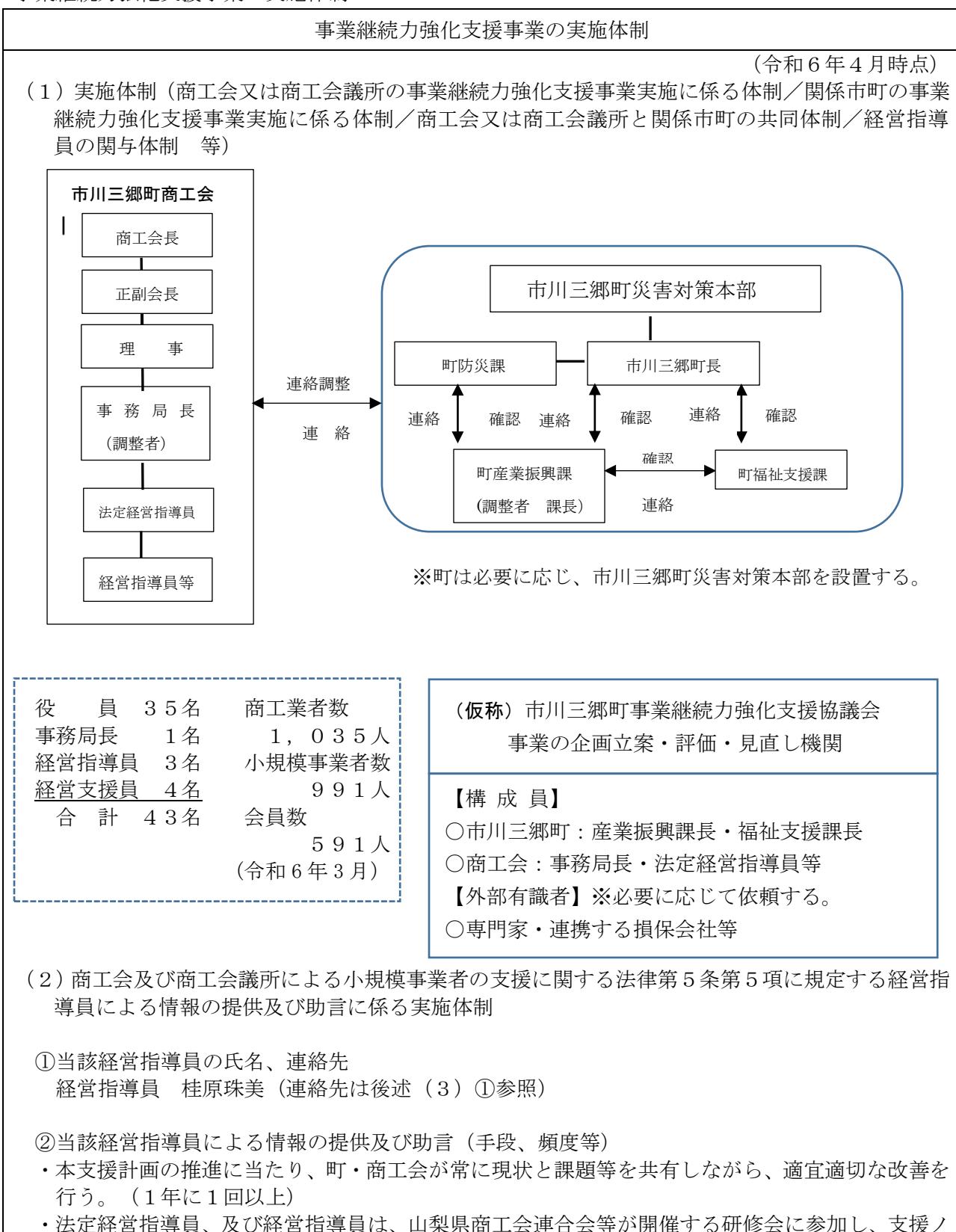
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



ウハウの習得や支援事例の収集等を図る。

- ・必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、一般職員も含めた職員研修会を開催（年1回程度）し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。
- ・年1回、（仮称）市川三郷町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

（3）商工会・関係機関連絡先

①商工会

市川三郷町商工会

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門173

TEL 055-272-4711 / FAX 055-272-4712

e-mail:ichi-sato@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係町

市川三郷町役場 産業振興課 商工係

〒409-3612 山梨県西八代郡市川三郷町上野2714-2

TEL 055-240-4157 / FAX 055-240-4154

e-mail:syoko@town.ichikawamisato.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
啓発					
パンフレット作成	300	300	300	300	300
啓発セミナー開催	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

市町村補助金／商工会事業引当金繰入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階
②山梨県火災共済協同組合 組合長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37
③東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング
④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階
連携して実施する事業の内容
①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。
②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険㈱及びあいおいニッセイ同和損害保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。
③その他B C P・事業継続力強化計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。  具体例として、自然災害・感染症リスクに係る ・商工会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 ・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ・災害・労務リスク対策セミナー・個別相談会の共同開催及び講師派遣 ・災害・労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

### 連携体制図等

